平成２１年（フ）第２０２号
三重県津市桜橋３丁目317番地
債務者　若林　房子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１０号
三重県津市高洲町３番６号　高洲住宅３－６
債務者　吉田　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１５号
三重県津市高茶屋小森町342番地２　セピアヒルズ201号、前住所三重県津市垂水1393番地２
債務者　南　　雅也
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６０号
兵庫県西宮市甲子園浜田町７番20―105号、前住所兵庫県尼崎市水堂町３丁目14番１号メインロードハイツ103号
債務者　枝尾　まり
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８９号
兵庫県尼崎市常吉１―20―４、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目13番25―403号、前住所大阪市阿倍野区三明町１丁目４番10号チコアドニス305号
債務者　リラクゼーションサロン　ピュアリィこと　小松　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９５号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目７番20号サリュー塚口412
債務者　雲井　　稔
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４１号
兵庫県西宮市今津曙町３番２―202号
債務者　福元　重弘
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３８号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目12番５号南畑４戸１貸家西２軒目
債務者　福　ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９０号
鳥取県八頭郡八頭町門尾28番地33
債務者　西尾　優子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９１号
鳥取県八頭郡八頭町門尾28番地33
債務者　西尾　義雄
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３４号
鳥取県八頭郡八頭町水口217番地１
債務者　岸田　裕史
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３８号
鳥取市的場133番地１　タピアン203号、旧住所鳥取市吉成109番地の９
債務者　中村　寛子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４３号
鳥取県八頭郡智頭町大字中原300番地、旧住所鳥取県八頭郡八頭町鍛冶屋138番地１
債務者　青木志保里（旧姓葉狩）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４４号
鳥取県鳥取市面影２丁目13番15号、旧住所鳥取県鳥取市正蓮寺245番地194　パークアベニュー２　101号
債務者　西山　満浩
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５５号
鳥取県鳥取市立川町４丁目201番地
債務者　田中　幹子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５６号
鳥取県鳥取市吉成３丁目11番15―105号　ハイツトレンディⅡ105号、旧住所鳥取県鳥取市若葉台南２丁目12番25号
債務者　米花　大地
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５７号
鳥取県鳥取市行徳３丁目264番地２　恵信荘に号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部